

令和4年度

矢部高生の生活心得



＜生活心得の観点＞

- ア 生徒及び教職員が安心して授業等の学習活動に専念できる環境づくりのため
- イ すべての生徒の進路実現のため
- ウ 山都町唯一の公立高校として、地域から信頼される学校であるため

熊本県立矢部高等学校

校歌

五高 八波教授 作詞

熊師 末次教諭 作曲

一 阿蘇の噴煙^{お ち}遠方に見て
大矢野山や目丸山
内大臣を名に負える
^{はやましげやま}
端山 繁山いと繁く
山の氣に触れ靈に触れ
矢部高健児意氣高し

二 布田の翁^{おきな}がそのむかし
思念凝らし^{せつきよう}石橋に
水を通して^{たみくさ}民草を
永久に潤ほし給いたる
盛徳偉業これぞこれ
矢部高女子の理想なる

三 見よや高原氣は澄みて
神靈こもる学びやに
学理実習いそしみて
至誠を神に誓ひつつ
通潤魂を発揮して
国利民福弥増さん

阿蘇の噴煙を遙かに望み

大矢野山や目丸山

さらには、内大臣という名前を持つ

山また山に囲まれて

その、山々の神聖な靈氣に触れて

我々矢部高（男子）生徒は、

ますます意氣盛んである

昔、この矢部郷では布田保之助翁が

その情熱と創意を凝らして通潤橋を建設し

多くの人々に永遠の恩恵を施しなされた

そのすばらしい仁徳と偉業こそ

矢部高（女子）生徒の理想とするものである

見よ矢部高の建つこの高原を！ 氣は澄み渡り

神の御靈が宿るこの学びやで

教室での学問と実地での演習に励み

ゆるぎない真心を神に誓いながら精神を鍛錬し

（卒業の暁には）日々培ってきた通潤魂を発揮して、

世のため人のために大いに貢献しようではないか

沿革

明治

- 29年 7月 浜町村外6カ村組合立矢部実業補習学校開校（本校前身校）。
- 44年 4月 浜町村外6カ村組合立乙種農業学校に昇格。

大正

- 2年 12月 浜町大字城平954（現在地）に校舎、寄宿舍、その他新築工事。
- 12年 4月 熊本県立矢部農業学校となる。入学資格：高小2年卒修業3カ年。

昭和

- 17年 3月 本館校舎新築。
- 19年 4月 林業科を設置。
- 23年 4月 熊本県立矢部農林高等学校と称し、農業、林業、普通、定時制農業の各課程を設置。
- 26年 4月 阿蘇郡馬見原町に馬見原分校（定時制農業課程）を設置。
- 32年 4月 農村家庭課程1学級設置。
- 38年 3月 普通教室4教室改築落成。家政科1学級設置。
- 38年 4月 農村家庭課程（家庭科）を生活科と呼称変更。
- 39年 4月 家政科1学級増設。
- 40年 4月 家政科1学級を減じ、新たに商業科1学級を設置する。
- 40年 4月 熊本県立矢部高等学校と称する。
- 41年 3月 鍛冶床国有林を実習地として購入。
- 42年 9月 第2運動場完成。
- 42年 10月 豚舎新築。
- 45年 4月 馬見原分校農業科1学級の募集を中止し、普通科1学級を設置。
- 47年 5月 普通科1学級増設。
- 47年 9月 運動場竣工。
- 50年 1月 校舎新築（A・B・E棟）
- 50年 8月 校舎新築（D棟）。
- 51年 3月 農業自習室等、校舎新築（C棟）。
- 51年 12月 体育館新築。
- 52年 2月 創立80周年記念式典及び校舎新築落成式。
- 59年 3月 牛舎倉庫、堆肥舎、豚舎、農業実習室新築。
- 62年 4月 熊本県高等学校交通安全教育推進校に指定される。（62～63年度）
- 63年 4月 生活科、家政科を減じ、生活科学科新設。

平成

- 7年 10月 創立100周年記念式典。
- 13年 4月 農業科、生活科学科を減じ、生活・園芸科を新設。
- 14年 3月 文部科学省委嘱「中高一貫教育実践研究事業」の研究校に指定される。
- 17年 10月 創立110周年
- 21年 10月 矢部高校と蘇陽高校を再編・統合し、新設の矢部高校を普通科1学級、食農科学科、緑科学科1学級として設置。
- 22年 4月 矢部高校（附則）及び蘇陽高校の募集を停止。
- 22年 4月 矢部高校開校
- 24年 3月 矢部高校（附則）及び蘇陽高校閉校
- 27年 10月 矢部高校開校5周年（矢部実業補習学校開校120周年）記念式典
- 31年 4月 緑科学科を林業科学科に学科改編。

学校の教育目標

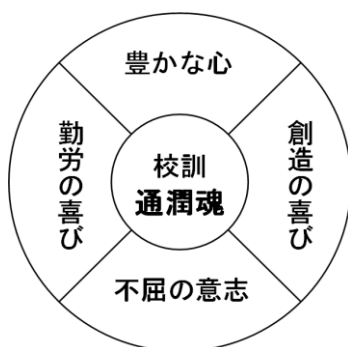
- (1) 令和3年度（2021年度）県立中学校・高等学校における教育指導の重点
～「認め、ほめ、励まし、伸ばす」教育行動指標を踏まえた教育の実現を目指して～

人間尊重の精神をすべての教育の根幹におき、校長を中心とした指導体制のもと、生徒一人一人の教育的ニーズや学校評価等による課題の把握に努める。また、学校間や学校と家庭・地域社会との連携及び協働を図るとともに、スクール・ミッションのもと、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行い、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として必要な「生きる力」の育成を目指す。

- ア 確かな学力の育成と個に応じた指導の充実
- イ キャリア教育の推進と個性を生かす進路指導の充実
- ウ 道德教育の充実と命を大切にする心の育成
- エ 国家・社会の形成者としての資質の育成と国際社会に生きる日本人としての自覚の醸成
- オ 体力の向上、豊かなスポーツライフの継続、心身の健康の保持増進及び安全教育の充実

- (2) 本校における本年度の重点教育目標

- ア 校訓及び三綱領



三綱領

誠実にして 礼節を重んずる
 勤労を尚び 自立を目指す
 創造の喜びを求め 不屈の意志を培う

- イ スローガン

～ 心通わせ 郷土を潤す かけ橋に ～ 「矢部高校」
 笑顔と元気の発信源！地域を支える矢部高校

- ウ 本年度の重点教育目標

「山の都でキラリと輝く宝石を磨く」

（矢部高校と矢部高生をさらにキラリと輝く宝石へと地域とともに磨き上げる）

個に応じた指導、探究的な学びの充実等により確かな学力と高い専門性を習得する。地域との協働による取組をさらに発展させ、地域の担い手としての資質や能力を育み、将来の地域振興の核となる人間力を持つ人材を育成する

- ①生徒を磨く：確かな学力と専門性の習得、進路学習の深化、探究的な学びの充実、特別活動等の取組による人間力の向上
- ②先生が磨く：授業改善と学習評価の工夫、ICTの有効活用、働き方改革の実践、個に応じた指導の充実による進路目標の実現
- ③地域と磨く：地域との協働による取組のさらなる発展、情報発信による連携強化

校 則

第1章 総 則

第1条 本校の運営は熊本県立矢部高等学校則に準拠し、法令その他に別段の定めあるもののほか、この規定に定めるところによる。

第2条 本学則施行上必要あるものについては別に細則を定める。

第2章 学年・学級及び休業日

第3条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4条 1 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

2 学校の運営上前記の規定により難い場合は、教育委員会の承認を得て変更することがある。

第5条 休業日を次のように定める。

1 国の定める祝日

2 土曜日

3 日曜日

4 夏季、冬季、学期末その他校長において必要と認めた日

第6条 1 学年始休業は4月1日から4月7日まで、夏季休業は7月21日から8月31日まで、冬季は12月25日から1月7日まで、学年末は3月25日から3月31日までの間とする。

2 その他校長において必要と認める休業については事前に教育委員会へ届け出なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、寒冷その他特別の事由があるときは教育委員会の承認を得て変更することができる。

第3章 学科・収容定員・修業年限・教科目・総時間数及び単位数

第7条 学科、収容定員及び修業年限は、熊本県立高等学校設置規定の定めるところによる。

第8条 教科目、総時間数及び単位数に関しては別にこれを定める。

第9条 校長は各科目の出席日数が総出席時数の3分の2以下の者、又は評価が著しく不良な者に対しては単位認定をしないことができる。

第4章 入学・休学・退学及び転学

- 第10条 入学志願者は入学願を校長に提出しなければならない。
- 第11条 入学の許可を受けた者は保証人を定め保証書を校長に提出しなければならない。
- 第12条 1 保証人は学校所在地又はその隣接地に世帯を有する年齢満20歳以上の者でなければならない。但し、遠隔地からの入学者についてはその限りではない。
2 校長が必要と認めたときは保証人を変更させることができる。
- 第13条 1 保証人が死亡又は学校所在の隣接外に転居したとき第12条の規定により、新たに手続きをしなければならない。
2 保証人が学校所在の隣接地内において転居したときは直ちにその旨届け出なければならない。
- 第14条 1 病気その他の事由により1か月以上就学することができない者は保護者、保証人連署をもって願い出て校長の許可を受けて休学することができる。
2 前項の休学期間は1年以内とする。
3 休学している者が出校しようとするときは保護者、保証人連署をもって願い出て校長の許可を受けねばならない。
- 第15条 退学又は転学しようとするときはその事由を付し保護者、保証人連署をもって願い出て校長の許可を受けねばならない。

第5章 修了及び卒業

- 第16条 校長は科目修了証明書の請求があったときは証明書を交付する。
- 第17条 校長は高等学校所定の課程を修了したと認めた者に卒業証明書を授与する。

第6章 校納金及び手数料

- 第18条 校納金等の徴収については本校事務規定の定めるところによる。

第7章 賞 罰

- 第19条 校長が学業操行優良で他の模範と認められる生徒を表彰することができる。
- 第20条 1 校長は生徒の行為が校則及び生徒の本分に反すると認めたときは特別な指導及び懲戒することができる。
2 前項の方法は、説諭・謹慎・訓告・停学・及び退学とする。

生徒心得

1 生活目標

- (1) 本校生徒は校訓を重んじ、矢部高生としての母校愛と誇りをもって自主、自律的に行動する。
- (2) 豊かな心を持ち互いに尊敬協力し、礼節を重んじる。
- (3) 責任を重んじ、勤労の喜びを知る。
- (4) 健康に留意し、不屈の精神で学業に最善を尽くす。
- (5) 寛容性を養い、自律ある生活を創造する。

2 礼儀作法

- (1) 職員・学友互いに親愛し、常に礼儀正しく、敬愛の念をもって挨拶する。
- (2) 学校訪問者には、礼儀正しく親切に対応する。
- (3) 先生方の教示は、素直に受け入れ、失礼な言動があってはならない。
- (4) 言葉づかいは、丁寧で、正しく、はっきりと品位あること。
- (5) 式場その他集会場では、服装、態度に留意し、矢部高生として品格のある態度で臨む。

3 登校・下校

- (1) 通学の際は、本校所定の制服であること。ただし、土曜・日曜及び祝日の部活動における登校については、部で統一された服装での登校を認める。
- (2) 登校は8時20分には、正門及び西門を通過するようにゆとりを持って登校し、8時30分には着席すること。
- (3) 登下校の途中においては、公衆道徳を守り、矢部高生として節度ある態度をとること。特に交通規則は遵守し、絶対に事故のないように十分気をつけること。
- (4) 生徒として好ましくない場所に立ち寄らないこと。
- (5) 下校時間は部活動員も含め、午後7時30分、考査前においては午後6時を原則とする。
(部活動練習は原則下校時間の30分前まで)
※それ以後居残る場合には、必ず担任・部顧問等関係の先生に申し出て許可を受けること。
なお、下校時には戸締まりを忘れないようにすること。
- (6) 身分証明書を常に携帯すること。

4 校内生活

- (1) 登校後は無断外出をしないこと。やむを得ず外出をするときは、必ず担任の許可を受けること。(許可事項欄に外出許可印をもらう)
- (2) 授業の合図と同時に授業が開始できるように、静粛に担当の先生の来室を待つ。
- (3) 授業中は姿勢を正しく、学業に専念し、私語など他の迷惑になるような行為は慎むこと。
- (4) 校舎内では静粛を旨とする。
- (5) 昼食は作法を守り、所定の時間・場所で行うこと。
- (6) 集合のときは敏速に行動し、私語を慎み、秩序を乱さないこと。
- (7) 所持品はすべて氏名を明記し、紛失や拾得の際には、直ちに係職員に届け出ること。
- (8) 校舎内外の美化と整理整頓に努め、建物・備品・器具器機等の公共物を大切にすること。もし、誤って損傷した場合は担任又は事務室に届け出ること。
- (9) 正規時間外(下校時刻以後・日曜・休日等)の学校使用は、責任者の許可を受けること。
- (10) 火災その他非常の場合は、秩序を保ちながら落ち着いて行動し、学校職員の指示に従うこと。

- (11) 携帯電話は保護者管理とし、校内においては原則電源を切ること。携帯電話の使用及び鳴った場合は指導対象とする（P 1 6 参照）。ただし、緊急の場合のみ、担任の許可を得て職員室等において使用を認めることもある。
- (12) 考査 1 週間前、考査中は原則部活動を禁止し、考査に集中すること。ただし、考査後 3 週間以内に公式戦がある場合は、学校長の許可を受け 1 時間程度の練習は認める。

5 願出・届出

- (1) 原動機付自転車（以下原付）、普通自動車（以下自動車）免許取得希望者は、事前に定められた書式により、担任を通じて手続きをとり、学校長の許可を受けること。
- (2) アルバイトは原則として認めないが、保護者からの依頼があり担任が認めた場合、生徒指導部会後、職員会議をへて、学校長の許可を受け行うことができる。
※P. 1 7 「アルバイトについての規定及び諸注意」参照
- (3) 祭り等の地域の行事に参加する場合は、事前に届を提出する。また、金銭等が発生する場合はアルバイト許可願を併せて提出する。
- (4) 学校外の習い事等で大会等に参加する場合は、担任及び生徒指導部に申し出ること。

6 校外生活

- (1) 常に矢部高生徒としての自覚と誇りをもって行動し、自分の言行には責任をもち、他の模範となるように努めること。
- (2) 夜間外出は午後 1 0 時までとし、緊急の場合又は許可されたとき以外は避けること。無断外泊は禁止する。
- (3) 飲酒・喫煙・暴力行為・金銭強要・窃盗等生徒として相応しくないことは絶対にしないこと。
- (4) 交通道德・車内道德・交通法規を守り、他人に迷惑をかけないこと。特に自転車・単車の 2 人乗り、無免許運転、スピード違反、ヘルメット無着用、ヒッチハイク、不正乗車をしてはならない。
- (5) 地域の各種行事に対しては、常に矢部高生としての意識を持って参加すること。
- (6) 校外で起こった事故は直ちに学校に連絡すること。
- (7) 本校育友会補導委員、地区補導教師の指示には素直に従わなければならない。

7 <宇城地区高等学校生徒指導申し合わせより>

- (1) 祭りについては、地元の祭りのみ参加を許可する。その他については学校に届け出を出し学校長の許可を要する。
- (2) 私的なサウンドグループ及びダンスグループについては、学校の許可を得ること。
- (3) 自動二輪の免許は取得しない。
(ただし、本校二輪車競技部員で、別途定める条件に合致する者はこの限りではない。)
- (4) ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェへ保護者同伴以外は立ち入りを禁止する。その他、パチンコ屋等の不健全娯楽への立ち入りを禁止する。

8 考査受験心得

- (1) 考査時は出席番号順に着席すること。
- (2) 教室には筆記用具以外は持ち込まないこと。筆記具・消しゴム・定規等・その他指示されたもの。不用な物は廊下に持ち出しておくこと。
- (3) 鉛筆、消しゴム等の貸借りをしないこと。

- (4) 不正行為及びこれに類する行為をしないこと。不正行為があった場合は、直ちに退場を命じ、以後の考査は特別教室受験をする。また考査の全科目は0点とし、特別指導対象となる。(※教務規定抜粋)
- (5) 携帯電話の電源は切り、バイブレーター、アラーム等も鳴らないようにしておく。携帯電話が鳴ることにより考査が妨げられるということを念頭に置き、鳴った場合は廊下のバックの中であっても特別な指導及び懲戒の対象となる。

9 原付・自動車の免許取得規定

- (1) 原付免許取得は原則として全員許可される。
- (2) 自動車免許取得
免許取得は保護者集会参加を条件に許可される。しかし、欠点を保持しているものは欠点が解消された時点で許可される。
- (3) 免許を取得しようとする者は、学校所定の許可願を、担任を通して生徒指導部に提出し許可を受けること。取得後も担任を通して生徒指導部に連絡をすること。
- (4) 自転車・原動機付自転車通学規定
自転車・原付通学を希望する生徒は、規定に基づき、保護者連署のうえ、所定の通学願を担任を経て生徒指導部の係へ提出し、学校長の許可を受けなければならない。許可された生徒は、下記規定を遵守すること。規定違反者は自転車・原付通学を停止、又は取り消すことがある。無許可での通学者は特別な指導及び懲戒の対象とする。

10 自転車通学規定

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、保護者連署の上願い出て、許可を受けるものとする。
- (2) 道路交通法を厳守すること。
 - ア 自転車の2人乗り禁止。
 - イ 自転車の並列運転禁止。
 - ウ 夜間の無灯火禁止。
 - エ 自転車での携帯電話の使用禁止。
 - オ 信号無視及び一時不停止。
- (3) 自転車の通学にあつては、傘の使用を禁止する。
- (4) 自転車通学を許可された者は、規定のステッカー代を納入し、ステッカーを車体後方泥よけにとりつけること。

11 原付通学規定

- (1) 通学許可距離は原則4km以上とする。
- (2) 使用原付は50cc以下、スクーター型とする。なお、整備不良及び不正改造等を行った場合は通学許可を取り消すこともある。
- (3) 原付通学を希望する生徒は、保護者連署のうえ願いを出し、許可を受けるものとする。
- (4) 通学にあつては、道路交通法を遵守するとともに白色のフルフェースクリアレンズヘルメットを正しく着用すること。また、指定のウインドブレーカーを必ず着用すること。
- (5) 原動機付自転車の貸借及び2人乗りは厳禁とする。
- (6) 交通違反及び交通事故をおこした生徒は、速やかに生徒指導部交通係に届け出ること。
- (7) 学校指定のナンバープレートを着用し、いかなる場合もこれを外してはいけない。
取り外し乗車した場合は、特別な指導及び懲戒の対象とする。

13 選挙運動・政治的活動に関する規定

- (1) 生徒による校内（学校敷地内）での選挙運動を禁止する。
- (2) 生徒による校内（学校敷地内）での政治的活動を禁止する。
- (3) 公職選挙法に違反する活動を禁止する。
- (4) 校内（学校敷地内）における選挙運動及び政治的活動実施の例外について
下記のア～イの活動については学校長の承認により実施を許可する。
 - ア 授業において実施するディベート、模擬選挙、模擬政策討論会等の実施。
 - イ 選挙管理委員会の協力または依頼により行う活動等。
- (5) 校内（学校敷地内）における保護者・地域住民等による選挙運動及び政治的活動を禁止する。

14 下記の場合は出席すべき日数より除く

- (1) 学校教育法第 11 条によるもののうち停学の日数。
- (2) 学校保健法第 12 条による日数。
- (3) 学校保健法第 13 条による学年の一部の臨時休業の日数。
- (4) 忌引日数
 - 一親等 7 日
 - 二親等 3 日
 - 三親等 1 日
- (5) 非常変災又は保健管理上などで校長が認めた日数。

矢部高等学校整容規定

1 制服について

販売店：タケモト学生服（男女）

※新規購入や補正等を希望する場合は、生徒指導部に連絡すること。価格等は合格者説明会要項を参照。

2 服装規定

第1章 目的

第1条 本校の制服は学業に専念するものとしてふさわしいものであり、矢部高生徒としての誇りを傷つけるものであってはならない。

第2条 本校独自の校風にふさわしく、常に清潔で品位にあることを心がけるため、制服等及び着用について規定を設ける。

第2章 服装に関する規定

第3条 服装は次の通りとする。

1 【A仕様】

(1) 冬服

ア 学校指定のブレザー、長袖シャツを着用する。

イ 学校指定のネクタイ（ホック式）を着用する。

(2) 中間服

ア 学校指定の長袖シャツを着用する。

イ 学校指定のネクタイ（ホック式）を着用する。

(3) 夏服

ア 学校指定の青生地半袖BD（ボタンダウン）シャツを着用する。

イ シャツのボタンは第2ボタンから下は必ずとめる。（ネクタイは着用しない）

(4) その他（A仕様共通）

ア 学校指定のスラックスとする。

イ スラックスをはいた時のベルト位置は、腰骨より上部とする。

ウ ベルトは黒・紺・茶系の単色とする。

エ 靴下は白・黒・紺の単色とする。また派手にならない限り、ワンポイントやラインの入ったものを着用する。なお、式典時は原則白色を着用することとし、踝ソックスは認めない。

2 【B仕様】

(1) 冬服

ア 学校指定のブレザーを着用し、その下には学校指定の長袖ブラウス又は長袖シャツを着用し、その上にタータンチェックのベストを着用する。

(2) 中間服

ア 学校指定の長袖ブラウス又は長袖シャツを着用し、その上に学校指定のタータンチェックのベストを着用する。

(3) 夏服

ア 学校指定のオフピンク半袖BD（ボタンダウン）ブラウス又はシャツを着用し、その上に学校指定のタータンチェックのベストを着用する。

イ ブラウス又はシャツのボタンは第2ボタンから下は必ずとめる。

(4) その他 (B仕様共通)

- ア リボンは学校指定のものとし、第一ボタンの所に結び目がくるようにする。
又は学校指定のネクタイ (ホック式) を着用する。
- イ 学校指定のスカート又はスラックスを着用する。
- ウ スカートの長さは、膝が隠れるようにする。
- エ スラックスをはいた時のベルト位置は、腰骨より上部とする。
- オ ベルトは黒・紺・茶系の単色とする。
- カ スカートの下に体育服などの長ズボンの着用は禁止する。ただし、バイク通学時はこの限りではない。
- キ 靴下は、白・黒・紺色で派手にならない限りワンポイントの入ったものを着用する。なお、式典時は原則紺色ハイソックスとし、踝ソックスは認めない。
厳寒期など状況に応じてストッキング等の着用を認める。

3 【共通】

- (1) シャツ・ブラウスの裾は必ずスラックス又はスカートの中に入れる。
- (2) シャツ及びブラウス等への記名をすること。
- (3) 下着 (インナー) は袖等から見えないように着用する。中間服及び夏服着用時は華美ではない原則白色又はベージュの下着 (インナー) を着用する。冬服においては、シャツにならない限り黒・紺等の下着 (インナー) の着用を認める。
- (4) 学校指定の紺Vネックセーターを着用してもよいが、セーターでの登下校は認めない。
- (5) 怪我や病気等で制服を正しく着用できない場合は担任及び生徒指導部生活係に申し出ること。
- (6) 移行期間は設けない。各個人の体調等に合わせて、冬服・中間服、夏服から選択し、正しく着こなす。
- (7) 制服を譲り受ける場合は担任に連絡し、生徒指導部生活係の許可を得る。その後、本人の名前を刺繍する。
- (8) 通学靴は華美でないものとする。革・合製革・ビニール類の場合、黒・茶とする。エナメル製の靴やサンダル、ブーツ、下駄等は禁止。
- (9) 厳寒期においては、コート等 (華美でないもの) の防寒着の着用を認める。手袋、コート、マフラー等については、登下校時の着用を認め、教室では着用不可とする。
- (10) 制服の改造は認めない。
- (11) 装飾品 (ピアス、指輪、ネックレス、ミサンガ、ブレスレット等) は禁止。
発見したものは保護者へ返却する。
- (12) 化粧については禁止する。

髪型に関する規定

1 【男子】

- (1) サイド：耳上部位置までの長さとし、耳が完全に出るように整える。
- (2) もみあげ：耳たぶの長さまでとする。
- (3) 後ろ髪：制服の襟上部位置までとする。

2 【女子】

- (1) 後ろ髪
 - ア 肩にかかる場合は、黒・紺・茶系のゴムで結ぶ。
 - イ 髪飾りやヘアーバンド類は用いない。
 - ウ 華美でないピンは良いが、大きく派手なピンは禁止。
- (2) その他
 - ア くし・鏡以外は校内に持ち込まない。

3 【共通】

- (1) 前髪は目にかからないように整える。
- (2) パーマ類及びツブブロック・アシンメトリー・そり込み等、就職試験や進学推薦試験において、受験先から高校生として好ましくないと思われる髪型は禁止する。
- (3) 眉剃りは原則禁止するが、眉間を整えることは認める。
- (4) 染色・脱色・つけ毛（エクステンション）等は禁止する。
- (5) 華美な髪型や整髪料、ワックス等の使用は禁止する。
- (6) ドライヤー、コテ等を持ち込まない。

賞罰規定

- 第1条 賞罰はすべて、職員会議で審議し校長により決定執行される。
- 第2条 表彰は凡そ次の場合に行う。
- 1 志操学業が共に優秀であるもの
 - 2 特別教育活動に著しい功績のあった者
 - 3 人命救助その他社会道德高揚に貢献し一般の範とするにたる者
- 第3条 本校生徒としての本分にもとる行為をなしたものは、特別な指導又は懲戒される。
- 第4条 特別な指導は以下のとおりとする。
- 1 説 諭 他に対する影響の少ない程度の非行。
 - 2 謹 慎 非行の程度がやや重く一般生徒に影響をおよぼす者。
- 第5条 懲戒は以下のとおりとする。
- 1 訓告 特別な指導を繰り返しても改善が見られない者。
 - 2 停学 非行の程度の重い者。
特別な指導及び訓告を繰り返しても改善が見られない者。
 - 3 退学 次に該当する者
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由なく出席常なき者
- 第6条 特別な指導及び懲戒に該当する主な具体例は次のとおりである。
- 1 正当の理由なく出席不良の者
 - 2 飲酒、喫煙
 - 3 考査の不正行為
 - 4 兇器所持
 - 5 暴力、恐喝、窃盗、器物破損
 - 6 集団で非行をした者
 - 7 学生らしくない男女交際をなした者
 - 8 風紀上このましくない場所に入出入りした者
 - 9 無断外泊及び深夜徘徊
 - 10 職員に対し悪質の反抗をなした者
 - 11 交通違反
 - 12 その他
- 第7条 特別な指導は、保護者召喚の上、校長が命ずる。解くときもまた同じ。
懲戒は、文書通達及び保護者召還の上校長が命ずる。解くときは保護者召喚の上、校長が命ずる。
- 第8条 謹慎の特別な指導及び停学の懲戒を受けた者は家庭において謹慎、または登校による謹慎をし、反省日誌を学校に提出する。
- 第9条 生徒会並びにその他の役員で謹慎以上の特別な指導及び懲戒を受けた者は当該年間その職を免ずることがある。
- 第10条 特別な指導及び懲戒中に非を改めたと認められないもの或いは第6条に該当する非行を再度繰り返す者は特別な指導及び懲戒を加重される。
- 第11条 非行を教唆又は賛助した者も特別な指導及び懲戒される。
- 第12条 同一非行に対し、情状その他により特別な指導及び懲戒を加重又は軽減される。
- 第13条 校舎器具その他物品を破損した者は相当の弁償をさせることがある。

携帯電話（すべての機能を含む）の使用について

1 手続き

- (1) 使用する電話については、フィルタリングサービスを受けているものに限る。
- (2) 使用願い（誓約書）の提出。

2 使用条件

- (1) 学校敷地内での使用は禁止とする。
 - ア グラウンド、農場、演習林等を含む。
 - イ 遠足等の学校行事での校外活動中については使用禁止とする。
 - ウ 以上の場所及び活動中の使用が確認された場合は、特別指導及び一定期間の奉仕作業とする。
- (2) 携帯電話のトラブルについては保護者の責任となる。
- (3) 始業時間内の緊急連絡については学校への連絡で徹底し、本人への直接連絡は禁止する。
- (4) 考査時に電源を切っておらず、鳴った場合は特別な指導及び懲戒の対象となり、一定期間の奉仕作業を実施する。

3 携帯電話の使用マナーや使用方法について

- (1) 学校では、学業に専念する。
- (2) 集団生活のマナーを守る（電源を切る）。
- (3) 自転車・単車乗車時の使用は法律で禁止されている。
- (4) 犯罪に巻き込まれることを避ける。
- (5) 金銭的なトラブルを避ける。
- (6) 盗難されないように自分で管理する。

(切り取らない)

使 用 願 い（誓約書）

年 科 号 氏名

契約者氏名

携帯電話番号

フィルタリングに加入しているか（チェックをつけて下さい） ☐

以下に家庭で決めたスマートフォン・携帯電話のルール（次ページ第5条）を記入して下さい。

「 」

使用条件が守れない場合は学校の指導に従います。

令和 年 月 日

保護者氏名 印

校 長	教 頭	事務長	生徒部	学年主任	担 任

くまもと携帯電話・スマートフォンの利用 5 か条

熊本県教育委員会作成

第 1 条 「約束しよう！夜 10 時から朝 6 時は使わない」
(守ろう！私たちの健全な暮らし)

第 2 条 「設定しよう！フィルタリングは当たり前」
(守ろう！私たちの安全・安心)

第 3 条 「尊重しよう！画面の向こうの相手のこと」
(守ろう！私たちの人権)

第 4 条 「判断しよう！知らせていいこと悪いこと」
(守ろう！私たちのプライバシー)

第 5 条 「
(私たちの 1 か条)

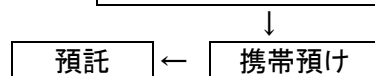
※第 5 条は、ご家庭でのルールを決められて下さい。

使用願い（誓約書）に家庭でのルールを記載して提出してください。

携帯電話の特別な指導及び懲戒と指導の流れ

1 担任、学年主任注意の場合

1回目の携帯電話使用を発見



↓

生徒指導部(各学年)に連絡

↓

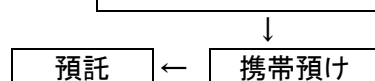
担任が保護者に連絡、生徒を指導の上、学校(家庭訪問)で保護者に預ける。

↓

生徒へ返す

2 生徒指導部長注意の場合

2回目の携帯電話使用を発見



↓

生徒指導部(学年)に連絡

↓

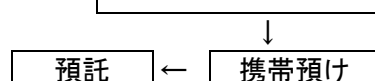
担任が保護者に連絡。生徒指導主事が生徒本人を指導の上、保護者に預ける。

↓

生徒へ返す

3 校長説諭の場合

3回目の携帯電話使用を発見



↓

生徒指導部に連絡

↓

担任が保護者に連絡。生徒指導主事が生徒本人を指導の上、保護者に預ける。

↓

校長説諭

↓

生徒へ返す

4 4回目以降の指導について

携帯電話の使用許可の取り消し、特別な指導及び懲戒の対象とする。

アルバイトについての規定及び諸注意

本校のアルバイトは原則として長期休業中及び新聞配達以外のアルバイトは禁止。

1 アルバイトの分類及び申請について

(1) 新聞配達アルバイト

アルバイト申込用紙に必要事項を記入して申請を行った後、生徒指導部で審議を行い、許可を受けた者のみ行うことができる。

(2) 長期休業中アルバイト

ゴールデンウィーク・夏季・八朔祭・冬季・春季に行うものである。アルバイト申込用紙に必要事項を記入して申請を行った後、生徒指導部で審議を行い、許可を受けた者のみ行うことができる。

(3) 特別許可アルバイト

原則禁止であるが、家庭の事情等で長期にわたってアルバイトが必要な場合、許可を受けた生徒に限りアルバイトを行うことができる。ただし、高等学校支援金制度の手続き等をするを原則とし、その際、申請前に保護者と面談を行う。

(4) 家庭学習期間中アルバイト（3年生のみ）

3年生で進路が内定している生徒は、2月の家庭学習期間中にアルバイトをすることができる。ただし、アルバイト申込用紙に必要事項を記入して申請を行った後、生徒指導部で審議を行い、許可を受けた者のみ行うことができる。

2 勤務地

原則として自宅から通える範囲で行うこと。

3 仕事内容

高校生にふさわしいものに限る。風俗営業、ゲームセンター、酒場、喫茶店、遊技場、カラオケボックス、ゴルフ場でのキャディーや危険を伴う仕事等は許可しない。

4 就業時間

(1) 新聞配達アルバイト

販売所の就業時間に準ずる。

(2) 長期休業中アルバイト

7時30分以降に行う。3月～11月は20時まで、12月～2月は19時30分までとする。就業は8時間以内（休息時間は除く）とする。

夏季：20日以内、冬季：7日間以内とする。学習・部活動等の期間を十分に確保すること。但し、郵便局でのアルバイトは総就業時間56時間以内で行うこと。また、他のアルバイトとかけもちする場合は必ず事前に申し出を行うこと。生徒指導部で審議を行い、許可を受けた者のみ行うことができる。

(3) 特別許可アルバイト

平日：3月～11月は20時、12月～2月は19時30分までとする。

学校休業・土・日・祝日は、7時30分以降に行う。

休日の就業は8時間以内（休息時間は除く）とする。

就業時間については内容・事情により生徒指導部で審議するものとする。

(4) 家庭学習期間中アルバイト（3年生のみ）

7時30分～19時30分までのうち8時間以内（休息時間は除く）とする。学年が指定する登校日は、学校を優先する。

5 手続きの流れ

アルバイトを希望する生徒は、原則としてアルバイト説明会に参加して申請を行う。
急を要する場合は、直接係に申し出ること。

- (1) アルバイトの目的を明確にし、アルバイトについての諸注意を熟読すること。
- (2) 部活動顧問（部活動生のみ）→担任→学年主任の許可を受けたのち、アルバイト願いを係に提出すること。

6 アルバイトを許可しない場合

各学期ごとに規程のいずれかに該当する者はアルバイトを認めない。

- (1) 成績関係保護者会参加者
成績不振者で欠点科目をもっている者及び欠課時数が各教科の総授業時数の3分の1を超えている者
- (2) 服装違反等、普段の生活において問題のある者
- (3) 各学期において欠席・遅刻合わせて5日を超えている者
- (4) 年度内において、特別な指導（説諭以上）及び懲戒を受けた者は、それ以降その年度はアルバイトを許可しない。

7 学校活動、学校行事の優先

- (1) 授業、学校行事、部活動、課外、当番等を最優先すること。部活動生は顧問の許可がなければ、アルバイトを申請できない。
- (2) 学力が低下した場合、その他学業が優先されない場合は、許可取り消し、又は一時停止とする。
- (3) 考査前一週間は、アルバイトを禁止する。但し、新聞配達等でやむを得ない場合はその限りではない。

8 アルバイト生徒の心構え

- (1) 矢部高校生としての自覚を常に持ち、行動すること。服装は高校生らしいものとし、あまり華美にならないようにすること。化粧は禁止する。
- (2) アルバイト許可証と身分証を携帯すること。
- (3) 勤務時間を厳守すること。特にアルバイト終了後はすみやかに帰宅すること。
- (4) 勤務先への通勤時及び勤務先でバイク等を使用する場合は、交通ルールを守って、安全に注意を払うこと。

9 臨時のアルバイトについて（金銭が発生するもの）

臨時のアルバイトについて（短期で親戚や保護者の知り合いの手伝いなど急を要するもの）は申し出があった場合、担任へ報告し生徒指導部で審議する。

10 無断アルバイトについて

無断アルバイトは、特別な指導及び懲戒の対象とする。

11 その他

アルバイトに関して生徒指導上問題が発生した場合、許可を取り消し、特別な指導及び懲戒の対象とする。